

様式第3号（第6条関係）

軽微変更適用承認申請書

年 月 日

堺市長 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

堺市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更を行おうとする事項
_____の位置の変更
(変更前)
(変更後)
- 3 上記2の変更に係る大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により届出を行おうとする
年月日
年 月 日
- 4 変更する年月日
年 月 日
- 5 変更する理由
- 6 上記2の変更が大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書の規定による軽微な変更該当する理由

様式第4号（第7条関係）

説明会開催計画書

年 月 日

堺市長 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

堺市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱第7条第3項の規定により、次のとおり報告します。

店舗の名称		
店舗の所在地		
開催予定回数		回開催予定
周知の方法及び時期		
周知の範囲		
第1回 説明会	開催日時	年 月 日 () 時 分～
	開催場所	(会場名) (所在地) (収容人数)
第2回 説明会	開催日時	年 月 日 () 時 分～
	開催場所	(会場名) (所在地) (収容人数)
第3回 説明会	開催日時	年 月 日 () 時 分～
	開催場所	(会場名) (所在地) (収容人数)

(注) 周知のためのチラシの原稿、新聞折込関係資料及び説明会配布資料を添付すること。

様式第5号（第7条関係）

説明会開催報告書

年 月 日

堺市長 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

堺市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱第7条第4項の規定により、次のとおり報告します。

店舗の名称		
店舗の所在地		
周知の方法		
第1回 説明会	開催日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分
	開催場所	(会場名・所在地)
	説明者	
	出席者	(設置者・出店予定者・住民等)
	議事の概要	
	陳述意見	
	陳述意見に 対する応答	
第2回 説明会	(同上)	
第3回 説明会	(同上)	

(注) 周知のためのチラシの原本、掲示場所の写真、当日配布資料を添付すること。

様式第6号（第8条関係）

説明会開催不要承認申請書

年 月 日

堺市長 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

堺市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更を行おうとする事項
(変更前)
(変更後)
- 3 上記2の変更に係る大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により届出を行おうとする
年月日
年 月 日
- 4 変更する年月日
年 月 日
- 5 変更する理由
- 6 上記2の変更が説明会を開催する必要がない変更とする理由

様式第7号（第9条関係）

説明会開催不能承認申請書

年 月 日

堺市長 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

堺市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 説明会を開催することができない理由
- 3 説明会に代わる周知方法
- 4 周知期間
- 5 周知内容

様式第8号（第14条関係）

添付書類変更通知書

年 月 日

堺市長 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

堺市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱第14条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更を行おうとする添付書類の事項
(変更前)
(変更後)
- 3 添付書類を変更する理由及び法第5条第1項第4号から第6号までに規定する事項を変更しない理由

様式第9号（第15条関係）

届出事項を変更しない旨の通知書

年 月 日

堺市長 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

堺市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱第15条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 市の意見の概要
- 3 変更しない理由

様式第10号（第18条関係）

添付書類変更通知書

年 月 日

堺市長 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

堺市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱第18条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更を行おうとする事項
（変更前）
（変更後）
- 3 添付書類を変更する理由及び法第5条第1項第4号から第6号までに規定する事項を変更しない理由